

## 性犯罪被害における弁護士の付添活動の実践と課題

鈴木 朋 絵

山口県弁護士会

Practice and Challenge of Lawyer's Supplementary Activities for the Victims of Sexual Crimes

Tomoe Suzuki

Yamaguchi Prefectural Bar Association

### 1 はじめに

刑事訴訟法上の建前では、被害者は「裁判の証拠」としての位置づけでしかなかったが、1990年代から被害者遺族の活動が活発になり、1996年に警視庁が「被害者対策要綱」を定め、2000年11月にはいわゆる「犯罪被害者保護二法」<sup>1)</sup>が成立し、犯罪被害者施策の整備が一気に加速した。犯罪被害者保護二法では、証人として刑事裁判に出頭しなければならない被害者の心理的支援のために3つの制度ができた。まず、証人に付添人を付けることができる制度、証言時に被告人や弁護士、傍聴人から顔を見られないようにする衝立による遮へい措置をとることができる制度、最後に被告人と同一空間では証言困難な証人のために別室からビデオリンク方式で法廷と接続して証言ができる制度である。加えて、証人尋問とは別に、被害者として裁判官に直接心情を述べるための意見陳述制度ができた。

その後も、2005年4月犯罪被害者基本法、2007年6月刑事訴訟法改正による被害者参加制度や損害賠償命令制度などが整備され、公判記録の閲覧謄写と被害者情報保護制度が制定された。特に被害者参加制度は、被害者が刑事裁判の「証拠」にすぎなかった時代からのダイナミックな変革を意味し、傍聴席や証人席にしか座席のなかった被害者が検察官の真横に座り、「当事者」として自分の事件に参加できることとなった。2008年には被害者参加をする被害者が、国の費用で自分のための弁護士を選任できる国選被害者参加弁護士制度が新設され、被害者参加制度を被害者が実質的に活用できるように整備された。

本稿は、このような制度改革が特に性犯罪被害者<sup>2)</sup>にとってどのような影響をもたらしたのか、弁護士の付添活動の実践から説明を試みるものである。

性犯罪被害は、事件が明るみになることに対する羞恥心や社会的評価の低下への恐怖、捜査・公判への協力の際に発生する二次被害に躊躇するなどの理由から、被害届を出せないままになりやすいと言われている。その被害者の心理については、田中嘉寿子検事による「性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック」に詳しく論述されているとおり<sup>3)</sup>、被害者は、性被害により「自分は安全だ」

「自分は価値ある存在だ」という認識を根底から破壊され、当初は性被害による衝撃で現実感覚が麻痺し、次に被害に遭ったとは思いたくないと事実を認めない「否認」の心理に進み、いずれ自分を責める罪悪感や孤独感に苛まれるようになっていく。このような心理状態に付き添う者もなく、1人で捜査機関や被疑者・被告人側の弁護士と対応しなければならない。

しかし、犯罪被害者保護にかかる各種制度が整備されたことで、性犯罪被害者が主体的に手続に関与する機会を得ることが可能となった。

その結果、

- ① 加害者に対して顔を会わずに自分の苦しみを伝えることができる。
- ② 法的手続でできることとできないことがはっきりわかる。
- ③ 刑事弁護人に対する不安を取り除くことができる。

といった点を確認する中で、被害者は法的手続を通じて「性暴力に屈しない自分」を発見し、自己肯定感のある程度回復する被害者の様子を確認することができた。

これは性犯罪被害者全員にあてはまるものではなく、当職の個人的な業務の実践経験から抽出したポイントであるが、刑事訴訟への被害者の手続関与は被害者の回復にとって重要であるとの手応えを得ている。

以下、弁護士による支援活動の実践と課題について、概ね自白事件であることを想定して、刑事訴訟の手続段階に応じて説明する。なお、統計に基づくものではなく、あくまで実践例からの気づきであることを前提にお読みいただきたい。

### 2 弁護士の支援活動

#### (1) 起訴前

##### ①捜査協力

被害者が捜査機関（警察、検察）に被害届を提出することや告訴の支援も起訴前支援の内容であるが、捜査が開始されれば捜査機関にすべておまかせで弁護士の出る幕なしということにはならない。捜査機関による被害者の事情聴取や犯行状況再現の実況見分についてのフォ

ローも必要となる。

捜査機関の側は立件できるかを判断するのに必要な点にポイントを絞り、限られた時間の中で事情聴取をするため、被害者からすると、正確に伝えられなかった事項の気づきや、勘違いをされているのではないかと心残りがいくつも出てくることがある。そこで、事情聴取で「うまく話せなかった」被害者のために捜査機関に事情聴取の補充依頼を取り次いだり、通学や通勤を続けている被害者の事情聴取にあたって通学先や通勤先を休むことのないような時間帯や場所の調整、また、知られることなく捜査機関に出頭できるように警察による送迎を調整したりといった作業がある。また、加害者に関わる情報、証拠となりそうな資料について捜査機関に申し送りするという細かな作業も入る。

さらに、被害届受理直後に警察が収集する診断書は、身体への外傷の加療期間のみが書かれているにすぎないため、その後の精神症状などは捜査記録に含まれていないことがある。急性ストレス反応など精神症状が出ている場合には、改めて診断書をとって追加提出する。また、被害届提出後にあらわれた症状による精神的苦痛について、供述調書作成を要請する。

被害者は「自分がこのような被害を受けてしまったがために、周りに迷惑をかけてしまう」との心情が強い。被害者の精神状況や生活環境（学校・仕事）の都合への配慮など、第三者からみれば当然の要請とも思われる事項であっても、被害者自ら要請をかけることは心理的な壁を感じるようであり、弁護士に対して、「実はこんなことで困っている」と相談することは珍しくない。

被害者が女性である場合に、事情聴取を女性警察官が対応するという配慮は定着しているが、その警察官が事件担当の責任者とは別人であることが多く、被害者の要望が警察内部で伝わっていないこともある。これをつなげる役割が必要となる。

また、大変残念なことであるが、検察官などの事情聴取の際に、「なぜ逃げなかった」「なぜその時間帯にその道とおった」「このまま告訴を維持すれば、今度はネットにさらされるけれどもいいのか」という被害者を責めるかのような質問による二次被害を発生させる検察官がまだまだ存在し、都度抗議するという作業が入ることもある。

## ②捜査機関による精神面サポート制度との連携

各都道府県の警察には捜査の間の被害者の精神面をサポートするため、臨床心理士を警察職員として雇っている場合もあれば、地域の臨床心理士に被害者支援のためのカウンセリングを委託している場合もある。山口県では後者を採用している。

しかし、この制度を刑事課の警察官が知らないこともままあり、自傷行為や自殺未遂行動などの精神症状が出て被害者本人が振り回されているにもかかわらず、サ

ポートがされていないという状況に気づかされることは1度や2度ではない。

被害者の方々の話から推測すると、家族や友人に、事件による苦しみを話せば、プライベートな日常空間が「被害者」としての苦しみに飲み込まれてしまい、事件から逃げられない気持ちになるとのことで、そのために話せないようである。警察、臨床心理士や弁護士など、ある種「非日常」の専門家が心情をよく聞くとという支援が重要であり、被害者との相性もあるため、事件に関連する話を聞く専門家は全て使ってみるべきである。

## ③法的助言、示談交渉が入った場合の対応

被害者を支援するにあたって、事件及び加害者側の情報を早期に正確な情報を収集・提供することは優先順位の高い重要事項である。事件の内容を明らかにすることで客観的に事件を見る機会が得られ、また、加害者の住所や勤務先・通学先、同居家族等の情報を得ることで、加害者からの今後の再犯を防ぐ生活を検討する必要があるからである。

しかし、起訴前の段階で収集できる情報は捜査機関側が口頭で説明してくれる程度の情報に限られる。刑事訴訟法47条に「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」との規定があることから、裁判所に対する被害者等による公判記録の閲覧及び謄写請求は第1回公判期日後でなければ認められない<sup>4)</sup>。

ただし、起訴後第1回公判期日前の段階で、上記刑事訴訟法47条のただし書及び2014（平成26）年10月30日付け最高検次長検事通達<sup>5)</sup>に基づく検察庁の運用として、公判担当検察官に対して事件記録の閲覧謄写の請求が可能となっている。

そこで、被害者に対して、事件記録を起訴前の時点では見ることができない理由と、いつからなら見ることができるのか、その中にはどのような資料が入っていると予想されるのかを説明することとなる。その上で、今後予想される法的手続について、起訴される場合、起訴にならない場合、少年事件の場合のそれぞれを事細かく説明し、被害者が段階に沿って手続にどのように関与できるかをシミュレーションできるようにする。

この段階で、被疑者の弁護人から示談交渉が入る可能性がある。慰謝料等の金銭賠償は起訴前だからこそ高額になる可能性があるが、処罰を求める気持ちが強ければ受取りは起訴後になるという選択肢に傾く。しかし、例えば、居住圏が重なる場合の他地域への住み替えなど、金銭賠償以外の事情も示談に盛り込むことができる場合には起訴前示談に傾く場合がある。いずれにせよ被害者に今後の手続を含めた正確な情報を助言し、思考の整理を手伝い、短い日数の中で優先順位を自ら決めるという被害者にとって負担の大きい選択作業を支援することとなる。

#### ④ 弁護士費用の経済面サポート

上記の活動を弁護士に依頼する費用は、原則自費負担である。一定の資力要件を充足する被害者は、日本弁護士連合会が日本司法支援センター（法テラス）に事務委託している「犯罪被害者法律援助制度」を利用して弁護士費用の支援を受けることはできるが、20歳未満の被害者を除き原則費用を返還するという制度となっている。なお、事件によっては被疑者についての国選弁護業務よりも質量ともに膨大な業務となることがあるが、この援助制度によって得られる弁護士費用は10万円前後である。支援の財政基盤が贖罪寄付と弁護士会の会費からなる以上やむを得ないところであるが、国費によって一定程度の金額が確保されなければ被害者支援を担う弁護士の数を広げるのは容易ではないと思われる。

また、当職が所属する山口県弁護士会には犯罪被害者支援基金があり、上記制度とは別の支援を行っているが、こちらも財政基盤が脆弱であり、内部基準はあれども、どのような事案であれば審査が通るのか運用が一定しないという不安定さが課題として残されている。

#### ⑤ 不起訴の場合

起訴・不起訴については、検察官から処分結果の通知を受ける。不起訴の場合は理由の通知を受ける（被害者等通知制度）。書類には詳細は記載されていないが、検察官が詳細な理由を説明してくれるため、この理由をきいて、不起訴処分を受けた後、検察審査会に申立てをするかどうか、被害者と検討する。

#### ⑥ 少年事件

被疑者が20歳未満の少年事件の場合、刑事訴訟法ではなく少年法が適用される結果、まずは全ての事件が検察官から家庭裁判所に送致される（少年法3条1項）。14歳未満の場合、児童相談所に送致されるが、さらに家庭裁判所に送致されることがある（少年法3条2項）。

送致後、家庭裁判所が審判開始決定をした後になって、少年事件での記録の閲覧謄写請求の申請をすることができる（少年法5条の2）。少年事件は、法律記録（成人の刑事事件の記録とほぼ同じ）、社会記録（家庭裁判所が収集・作成した記録。少年調査票や少年鑑別所が作成する鑑別結果通知書、過去に家庭裁判所に送付された事件の記録など）の2つで構成されるが、閲覧謄写が認められるのは法律記録に限られる運用がなされている。

少年審判期日が開かれる前に、家庭裁判所に申出をすると、被害者等の意見の聴取の実施がなされる（少年法9条の2）。期日に傍聴をする制度はあるが、期日に意見陳述をする制度はない。期日前に審判官は家裁調査官と打ち合わせをして、処分方針をほぼ見定めてしまうため、一刻も早く家裁調査官と被害者、付添人弁護士との面談を実現することが必要である。

一部の事件は家庭裁判所から検察官に送致される（少

年法20条）。いわゆる「逆送」である。この場合は、その後は被害者支援も通常の成人事件と同じ扱いとなる。

#### (2) 起訴後

起訴されるとなれば、公開の法廷で刑事訴訟が開かれるため、被害者の情報をいかに保護するかという対策を講じた上で、被害者の刑事事件への関与方針を打ち合わせて、検察官に報告して、協議を行う。

##### ① 情報保護対策

まず、起訴状に被害者氏名を記載するかという点が問題となる。被告人に被害者氏名がもともと知られている場合は問題にならないが、SNSでのアカウント名のみで知り合った者からの被害であった場合、名前も知られずに被害にあった場合には名前を知られることは今後の再犯の危険性を生じさせることとなる。そこで、検察庁は2013年から性犯罪及びストーカー事案について必要性が認められる場合に、起訴状に被害者の実名を記載せず、匿名化する運用を開始している。しかし、起訴状に記載されるべき公訴事実、被告人にとって防御対象を明確にするために特定されなければならないことから、被害者の氏名を匿名にすることが許されるのか議論の多いところであり、匿名化されるとしても弁護人には通知される運用となっているのが現状である。

次に、被害者の住所氏名等の被害者特定事項が公開の法廷で読み上げることのないように秘匿決定を求めることができ、これは2007年の刑事訴訟法改正で制度化されている（刑事訴訟法290条の2、291条2項、規則196条の2～5）。対象事件は限定されているが、性犯罪被害ではたいてい認められる。秘匿決定をするのは裁判所であるが、被害者は検察官に申出をする。

また、近年は被害者の事情聴取で作成される供述調書に被害者の住所、職業（勤務先）、本籍、電話番号等の個人情報に記載しないのが原則となったが、記載がなされているようであれば被告人・弁護人への証拠開示にときのマスクングを要請する。検察官との事前打ち合わせが必要な点である。

##### ② 刑事事件への関与支援

被害者は一定の事件について、刑事事件に被害者参加人として参加することを申し出ることができる（刑事訴訟法316条の33）。参加するか否かは被害者が自由に決めることである。参加するとなれば、公判期日に出席し傍聴者席ではなく当事者席（検察官席の真横から真後ろ）に着席することができ、情状証人や被告人に対して質問事項は限られるが直接質問をすることができ、検察官の論告とは別に、いわゆる「被害者論告」として事実や法律の適用について意見を述べるができる。そして、被害者には被害者参加弁護士を付けることができ、資力要件を充足すれば国費で国選被害者参加弁護士を選任できる。その場合、どの弁護士を国選で付けるか要請をあ

げることができ、その要請は原則認められる。

性犯罪被害者は加害者の前に自らの姿をあらわすことは望まないことが多いものの、弁護士に対し、自分の代わりに検察官の横に被害者参加弁護士として座り、被害者を無視して裁判を進めることはできないと被告人に示してほしいとの要望を受けることがままある。自分が精神症状に苦しんで姿を見せないことをいいことに、勝手なことを被告人に述べられて裁判官に影響を与えられては困るという危惧感強い。もちろん検察官が被害者の要望を汲んで対応してくれるが、よりダイレクトに被告人に対して「被害者を忘れる」ことを許さない姿勢を示したいという趣旨で被害者参加を望む方もいる。

被害者参加人としては参加せずに、心情に係る意見陳述のみすることもできるが、被害者参加制度ができた後は、参加を選択する方がほとんどである。

情状証人や被告人への質問については、あらかじめ検察官に申し出ておく必要がある。申し出をした上で、検察官との打ち合わせ日程を早期に調整する。打ち合わせまでの期間で、起訴後なので検察官に謄写要請して入手した事件記録を被害者と検討する。その上で、検察官との打ち合わせでは、参加後の具体的な方針を伝え、質問事項や陳述する予定の意見内容を調整する。具体的には、検察官が予定している質問や、あえて立証方針の観点から外している質問事項であれば被害者側としても質問事項から外す、といった調整である。検察官とのコミュニケーションは非常に重要であり、被害者側としても最大限の配慮を引き出すためには、被害者側が思いつきで公判期日や立証方針を混乱させることはない検察官から信頼を受けなければならない。起訴後から被害者参加人の方針決定までそれほど時間はないが、被害者参加弁護士は被害者参加人が的確かつ緻密に方針を立てられるように支援しなければならない。そのためにも、被害者参加弁護士は起訴前から事件と被害者の心情の把握に努め、被害者に的確な情報を提供して心情に沿った自己決定を積み重ねておく必要があり、被害者参加弁護士の業務は起訴前から始まっているといえる。

被害者が証人として出頭する場合も、参加の有無を問わない被害者の心情に関する意見陳述も、被害者参加人の事実・法律適用に係る意見陳述も、加害者に姿を見せることなく、衝立による遮へい措置やビデオリンク方式により実施することが出来る。当職の実践例では何度もビデオリンク方式を検討しながら、遮へい措置の実施にとどまっている。たしかにより安全なのは、ビデオリンク方式であるが、裁判官に対してより直接的に被害者の姿を見せ、生の声で自身の言葉で意見を述べることのインパクトは強いだけでなく、被害者にとって「裁判に自ら参加した」という成功体験を得てもらうのにつながりやすいという実感があるからである。

遮へい措置は、被告人側だけでなく、傍聴人側に対しても衝立またはアコーディオンカーテンを立てることが

可能である。事前に申出をして、認められることとなれば、裁判所の刑事書記官室と打ち合わせをする。具体的には裁判所建物への出入り及び法廷への入退室ルートの確認、衝立の位置の法廷での確認など詳細に検討する。その段階で被害者本人が立ち会って、意見陳述をする際に安全な空間が確保されていることを確認してもらうこともある。

意見陳述の内容は、被害者が「自宅で1人で書くことはできない」と悩む方もいるので、「この事件で何に困ったか」「どんな症状に苦しんだか」「加害者に何を伝えたいか」「裁判官にどんなことを望むか」と大まかなポイントで自分の気持ちを箇条書きに挙げたメモだけ作ってくるように案内し、弁護士の事務所で被害者の話を聞きながら内容をふくらませて完成させていく。これは弁護士によって方法は異なると思われるが、当職は、被害者はいつも「言い足りない」という苦悩を抱えていると感じているため、当初は文字にできなかった心情をさらに言葉にする作業が非常に重要と考えている。当然ながら留意すべきことは、弁護士は決して被害者の代わりに勝手な作文はしないことである。この作業は被害者が自らの心情を客観的に見る機会とすることに意味があるのであり、きれいにまとまった文章を完成させることが目的ではない。被害者が完成させた文章は予め検察官に交付し、目を通しておいてもらう。

このような準備を経た上で、意見陳述は実施される。意見陳述を無事に終わらせることができた被害者の方々は、それだけで精神状態を回復できるわけではないけれども、「公の場で意見を述べることができた」という体験には、ひとつの壁を乗り越える意味と社会復帰に向けて心の備えをするのにつながるようである。当職の実践例は数が多いとはいえないが、今のところ、意見陳述まで終えた方で社会復帰できなかった方はおられない。

### ③実刑の有罪判決が確定した場合

被告人がいつこの刑務所を出所するのかという情報についてもあらかじめ検察官に申し出ておけば、情報が提供される<sup>6)</sup>。この情報提供は書面の郵送によりなされることから、例えば他の家族と同居し、被害事実を全く伝えていない被害者は自宅には送付されたくないと希望することがある。その場合、弁護士事務所を指定することも可能である。これは、起訴・不起訴の処分通知やそのほか控訴や上告などの経過の通知の書類送付においても同様の処理が可能である。

## 3 課題

性犯罪被害者支援の課題は、数多くある。

### ①事情聴取の負担の軽減

まず、刑事事件における事情聴取の負担は大きすぎる。警察、検察、自分の付添人となる弁護士、裁判所

と、何度も事件の話をしなければならない。近年、児童虐待事案の事情聴取のために司法面接の手法で被害者の話を的確に録画しながら聞き取る技術の研究と実践が進んでいるが、性犯罪被害者に対しても司法面接の手法が必要とされていると考える。

### ②被害届を出せない被害者の証拠保全

次に、被害届を出せないでいるたくさんの被害者が被害届を早期に出せるようにすること及び証拠だけでも事件直後に保全することである。現在、全国各地に性暴力被害者支援のためのセンターが設置されており、事件直後から一定期間の診察や体内に残された精液等の証拠保全を実質的に保障する役割が期待されている。

特に当職が課題と感じているのは、被害者が子どもであった場合である。そもそもおとなに話せないという子どもも多いが、親権者や保護者が知ったときでも、親権者らが「子どもに刑事手続の負担は苛酷」との発想で一切事件化されないことも多く、被害者が成人した後に「加害者は刑事責任も問われずに平気で生活している」状態に苦しみ、精神症状があらわれ、法的手続がとれないかと相談にくるケースは少なくない。特に札幌高裁の2014（平成26）年9月25日判決（判例タイムズ1409号226頁、判例時報2245号31頁）が出たとの報道以来、このタイプの相談は各地で増えていると思われる。子どもが被害にあった直後に、被害届を出すかどうかは別としても、証拠の保全は容易にできるような制度の整備は喫緊の課題といえる。

### ③法律専門家・臨床心理士・精神科医へのアクセス確保とコスト負担の課題

現在、法律専門家・臨床心理士・精神科医に対し、全ての性犯罪被害者がアクセスできるように保障されていない。その専門家たちも被害者支援のために全員が訓練を受けているとは限らない。

また、その相談等のコストも被害者の負担となるのが原則である。国選被害者参加弁護士の報酬は国費であるが、例えば、本稿では説明を省略した損害賠償命令の弁護士費用を法テラスの民事法律扶助で立て替えた場合、被告人から回収するのが困難だとしても法テラスへの償還免除申請はほぼ認められない。

民間の立場から支援する弁護士も、要する時間・手間

とのバランスは非常に多い割に、コストを被害者に多く負担させることもできず、板挟みにあっているのが現状である。

## 脚 注

- 1) 「刑事訴訟法及び検察審査法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」
- 2) 性犯罪被害とは、主に従前の刑法176条から181条に定められた強姦罪、強制わいせつ罪等の犯罪類型を指すが、2017年刑法改正（刑法の一部を改正する法律《平成29年法律第72号》。2017年6月23日公布、同年7月13日施行）により、大幅に改正された。改正のポイントは、①強姦罪は「強制性交罪」と改められ、被害者を女性に限定していたのを男性も含めること、②膣への挿入を意味する「姦淫」に限定していた構成要件を「性交、肛門性交、口腔性交」に拡大したこと、③強制性交罪の法定刑の下限を3年から5年に引き上げたこと、④監護者わいせつ罪及び監護者性交罪等の新設、そして、⑤これまで集団強姦等罪や強制わいせつ等致死傷罪を除き、親告罪として起訴するには被害者の告訴が必要であったが、告訴を不要としたことである。
- 3) 田中嘉寿子「性犯罪・児童虐待捜査 ハンドブック」（立花書房、2014年刊）15頁 第1章 第4 性被害者の心理。
- 4) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条及び第4条
- 5) この運用は2014（平成26）年開始ではなく、2008（平成20）年9月5日付け最高検次長検事通達に始まるものである。
- 6) 2007（平成19）年11月22日付法務省刑総第1576号刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達「被害者等に対する加害者の処遇状況に関する通知」による。①懲役または禁錮の刑の執行終了予定時期、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、②懲役または禁錮の刑の執行猶予の言渡しの取消しに関する事項、③拘留の刑の仮出場または刑の執行終了による釈放に関する事項およびこれに準ずる事項、④有罪裁判確定後の加害者に関する事項に準ずる事項が通知される。